



令和元年度  
岸和田市自動販売機設置事業者募集要項  
(都市公園)

令和元年 10 月

岸和田市

## 目次

1	目的	1
2	公募物件	1
3	日程	1
4	応募資格要件	1
5	提案審査の条件等	2
6	提案審査申込手続き	6
7	質問及び回答	7
8	提案審査参加資格の審査及び通知	7
9	提案審査手続き	8
10	設置事業者の決定の取消し	10
11	許可申請等手続き	10
12	自己都合による協定解除	10
13	瑕疵担保責任等	11
14	その他	11

## 1 目的

岸和田市内の公共施設利用者の利便性向上を図るとともに、市有財産の有効活用により自主財源を確保するため、公共施設に設置する自動販売機の設置及び管理運営を行う事業者(以下「設置事業者」という。)を公募します。募集に参加される方は、この募集要項をよく確認し、次の事項を承知のうえ提案審査に参加してください。

## 2 公募物件

別添の「公募物件一覧表」及び「物件個別明細」を参照ください。

## 3 日程 ※詳細は後記を参照のこと

項目	日程
応募申込受付期間	令和元年10月1日(火)～令和元年11月15日(金)
質問受付期間	令和元年10月1日(火)～令和元年10月23日(水)
質問回答日	令和元年10月30日(水)まで
提案審査参加資格の審査結果通知	令和元年11月22日(金)
提案審査日	令和元年12月9日(月)
許可申請、協定締結の期限	令和2年2月14日(金)

## 4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人事業主に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること(法人の場合は代表者)

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること。

- ① 岸和田市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 岸和田市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が岸和田市と契約を締結すること又は契約者が岸和田市との契約を履行することを

妨げた者

- ④ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定により岸和田市が実施する監査又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなく岸和田市との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 乳飲料を販売する者(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 52 条第 1 項の許可を受けなければならないものに限る。)にあつては、当該許可を受けている者。
- (4) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱(平成 25 年 4 月 1 日施行)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成 25 年 10 月 1 日施行)に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員に該当しない者であること。
- (8) 国税及び岸和田市税を完納していること。

## 5 提案審査の条件等

### (1) 設置根拠法令

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 5 条第 1 項及び岸和田市都市公園条例(昭和 41 年条例第 15 号)の規定に基づき、岸和田市が設置事業者に対し、公園施設の設置を許可する方法により行う。

※都市公園に設置する自動販売機は、都市公園法第 2 条第 2 項第 7 号で定められている公園施設の「売店」に該当し、市以外の者が売店を設ける場合は、都市公園法第 5 条第 1 項に基づき、市の許可(公園施設設置許可)を受ける必要がある。本募集は、岸和田市が設定する最低使用料以上で最も高い使用料(別途定める上限額以内)を提案した者を、公園施設設置許可申請者として決定する。

### (2) 設置期間

設置期間は、令和 2 年 4 月 1 日(水)から令和 7 年 3 月 31 日(月)までの 5 年間とする。ただし、設置期間の最終日にあつては、各施設の閉館時間までとする。

なお、設置期間は 5 年間であるが、公園施設設置許可は 1 年ごとに受ける必要がある。設置期間満了時において、設置許可の更新及び期間の延長は認めない。

### (3) 使用料

岸和田市が設定する最低使用料以上で申込みのあったもののうち、最高の提案額をもって使用料とする。各年度の使用料は岸和田市の発行する納入通知書により、初年度分は岸和田市の指定する期限までに、次年度以降の分は当該年度の 4 月末までに全額納入すること。

### (4) 費用負担

#### ① 電気料金

電気料金は設置事業者の負担とし、市又は指定管理者からの請求に基づき実費を支払う

ものとする。(設置事業者が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合は、市又は指定管理者への支払いは不要。)電気料金は別途発行する納付書により指定期日までに納付すること。電気料金の計算方法は次のとおりとする。

$$\text{施設全体の電気料金} \times \frac{\text{自動販売機の電気使用量}}{\text{施設全体の電気使用量}}$$

ただし、指定管理者が管理を行う施設に自動販売機を設置する場合、電気料金の算定及び支払については、当該指定管理者と協議するものとする。

② その他の費用

①の他、自動販売機の設置、管理及び撤去に要する一切の費用は、設置事業者の負担とする。

(5) 設置する自動販売機の仕様

① 貸付面積

設置する自動販売機の大きさは、「物件個別明細」に設置可能面積及び位置を示しているもので、その範囲内に設置できるものとする。

② 環境配慮、景観調和

自動販売機の設置にあたっては、「自動販売機設置自主ガイドライン(日本自動販売協会)」に基づき、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種を設置に努めるとともに、公共施設に相応しいものとなるよう「自動販売機自主景観ガイドライン(清涼飲料自販機協議会)」に基づく景観調和に努めること。

③ 災害対応型、ユニバーサルデザイン

「公募物件一覧表」及び「物件個別明細」に、災害対応型又はユニバーサルデザインの指定があるものについては、それらの機能を備えた自動販売機を設置すること。

※本募集における災害対応型自動販売機とは、災害時に電気の供給が絶たれた状態でも、飲料水の提供が可能な機能及び構造を有する自動販売機とする。災害対応型自動販売機を設置する場合において、大規模災害等が発生した際に、市から飲料水の提供の協力要請があったときは、自動販売機内の飲料水を無償提供すること。また、災害時の対応等の詳細については、別途市との間で協定書を締結すること。

※本募集におけるユニバーサルデザインの自動販売機とは、高齢者や障害者等の利用に配慮した機能、構造及びデザインを有する自動販売機とする。

(6) 設置条件

設置期間中は、次のことを遵守すること。

① 設置許可の条件を遵守し、使用料を確実に納付すること。

② 設置期間中に4-(3)にかかる許可の取消しを受けていないこと。

③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

④ 酒類(類似品含む)、たばこの販売を行わないこと。

⑤ 販売品目は、缶又はペットボトル等の密閉式容器入りのお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の清涼飲料水(乳類販売業の許可を有する者については、乳飲料を含めることができる)、氷菓子(「公募物件一覧表」及び「物件個別明細」の販売品目欄に記載がある場合のみ)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。ただし、販売価格について

別途指定がある場合はそれに従うこと。

- ⑥ 商品の品質保持及び衛生管理については、「食品、添加物等の規格基準(食品衛生法)」及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要綱(日本自動販売協会及び日本自動販売システム機械工業会)」等の関連する法令・基準を遵守し、万全を期すこと。
- ⑦ 別添の「物件個別明細」に記載の販売品目条件、個別条件等を満たすこと。
- ⑧ 販売品の搬入・廃棄物の排出時間及び経路については、岸和田市(指定管理者が管理を行う施設にあたっては指定管理者)と協議の上、指示に従うこと。
- ⑨ 自動販売機に併設して、自動販売機1台に1個以上の割合で、十分な容量の使用済容器回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任において適切に回収・処分すること。回収ボックスの設置場所は、特に「物件個別明細」に条件指定がない限り、自動販売機の隣接地又は近傍地とし、施設管理者と協議の上、適切な配置とすること。ただし、「物件個別明細」に回収ボックス不要の条件指定がある場合は、回収ボックスの設置及び回収・処分は免除とする。
- ⑩ 回収ボックスは、紙等の一般ごみが入りにくい形状の使用済容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとするとともに、使用済容器以外の投入を禁止する旨を表示し、一般ごみの混入防止を図ること。使用済容器の回収頻度については、回収ボックスから使用済容器があふれないよう配慮するとともに、周辺の美化に努めること。
- ⑪ 自動販売機が他社との併設となる場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にしたうえで適切に回収・処分すること。
- ⑫ 自動販売機の故障時等の連絡先を、自動販売機の前面のわかりやすい位置に明記するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、全て設置事業者の責任において迅速かつ適切に対応すること。
- ⑬ 窃盗等の犯罪防止のため、「自販機堅牢化基準(日本自動販売システム機械工業会)」に準じ、犯罪の抑止に努めること。

## (7) 設置工事等

### ① 設置工事

自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。「自動販売機設置自主ガイドライン(日本自動販売協会)」を遵守し、転倒防止対策についても、「自動販売機の据付基準(JIS規格)」及び「自動販売機据付基準マニュアル(日本自動販売システム機械工業会)」を遵守した措置を講じるものとする。ただし、原則として屋内設置、屋外設置共にアンカーボルトの打設及びこれによる固定はしないこととする。

### ② 電気工事等

施設の既存の電力を使用する場合は、自動販売機の電気使用量を計る証明用電気機器(子メーター)を設置すること。子メーターは、計量法(平成4年法律第51号)に基づく検定証印又は基準適合証印が付され検定証印等の有効期間が経過していないものを設置すること。

電源確保や接地線の接続のために電気工事が必要な場合は、設置事業者が工事を実施することとする。(支柱や電線等の設置に伴い、別途市に対して占用使用料の支払いが必要となる場合あり)

また、電源接続や電気工事の際には、「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「電気設備の技術基準の解釈」等の法令等の遵守はもとより、「内線規程(一般社団法人日本電気協会)」等の業界自主基準にも適合させること。

電気工事の要否、方法等については、市の施設所管課と協議し、その指示に従うこと。また、工事完了後は直ちに施設所管課に報告し、その確認を受けること。詳しくは「物件個別明細」を参照すること。

③ 工事着手

既設の自動販売機がある場合は、当該自動販売機が撤去された後に設置の準備に着手すること。なお、貸付開始日からの営業が不可能であったとしても、市は貸付料の返還その他の補償等には応じないものとする。

(8) 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、全て設置事業者の責任において適切に行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意し、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機の設置管理運営上の事故等については、全て設置事業者の責任において処理し、市に事故や故障の原因及び内容について速やかに報告すること。
- ③ 悪戯や盗難、機器の故障、自然災害等により、自動販売機や当該自動販売機で販売する商品、売上金及び釣り銭等について生じた損害に関し、市及び指定管理者は一切その責任を負わないものとする。ただし、当該損害の発生が市及び指定管理者の故意又は重過失に起因する場合は、この限りではない。

(9) 指定管理者との協議

指定管理者が管理する施設に自動販売機を設置する場合、設置事業者は次の項目について指定管理者と協議をし、指定管理者の指示に従うこと。なお、これらの協議事項等については、指定管理者との間で締結する協定書で定めるものとする。

- ① 使用済容器・ゴミの回収方法
- ③ 自動販売機の設置及び商品搬入経路等
- ④ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理の流れ
- ⑤ 事故や故障が生じた場合等、緊急時の連絡体制
- ⑥ メーターの検針及び電気料金の支払方法
- ⑥ 災害時における対応(災害対応型自動販売機のみ)
- ⑦ その他協議が必要な事項

(10) 許可の取り消し及び変更

以下に該当する場合は、市は設置許可の全部若しくは一部を取り消し、又は設置許可内容を変更することがある。

- ① 岸和田市、国又は他の地方公共団体が公用若しくは公共用に供するため必要とするとき
- ② 設置事業者において、設置許可の条件に違反する行為があるとき
- ③ 設置事業者が、岸和田市暴力団排除条例(平成 25 年条例第 35 号)第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき(申込みの際提出いただく役員名簿により、該当の有無を確認する。)
- ④ 岸和田市暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、乙の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合において、甲が乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、乙が当該下請負人等との契約の解除を拒否したとき
- ⑤ その他②、③及び④に準ずる事由により、本市が設置許可を継続しがたいと認めるとき

※①の事由により設置許可が取り消された場合、取消し月の翌月以降の使用料について月割りで設置事業者へ返還する。

※②～⑤の事由により設置許可が取り消された場合、設置事業者は、5年間の使用料総額の100分の10に相当する額の違約金を納付すること。ただし、市に生じた損害の額が前述に規定する違約金の額を超えるときは、市はその超えた金額についても賠償を請求することができるものとする。また、当該年度中に支払済みの使用料は返還しない。電気料金についても、当該年度中の実費相当額の支払いが必要となる。

(11) 販売実績の報告

次回提案審査の参考資料とするため、設置事業者は、年度ごとの販売実績(自動販売機1台ごとの販売数量・売上額)を取りまとめ、各年度最終月の翌月末までに、岸和田市に報告することとする。(様式は任意で可)

(12) 原状回復

設置事業者は、設置期間が満了するか、設置許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を岸和田市に請求できない。

(13) 損害賠償

設置事業者は、自動販売機の設置、販売及び維持管理等において、岸和田市又は第三者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 6 提案審査申込手続き

(1) 申込方法

提案審査参加希望者は、必要書類を下記提出先に持参して申し込むこと。郵送、電話、ファックス、インターネット等による応募は受け付けない。なお、書類に不備が認められる場合は、受付できない。また、一度申込みを受理した後は、申込み物件の訂正や取消しはできない。

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号  
 岸和田市 財務部 行財政改革課 行財政改革担当 (市役所新館2階) 32番窓口  
 申込受付期間 令和元年10月1日(火)～令和元年11月15日(金)(岸和田市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)第1条第1項に規定する休日を除く。)  
 【受付時間:午前9時00分～午後5時30分】

(2) 提出書類(各1部)

※提出された書類は返却しない。

提出書類	様式		法人	個人
ア 提案審査参加申込書	様式1	原本	○	○
イ 誓約書兼同意書	様式2	原本	○	○
ウ 誓約書(暴力団排除条例関係)	様式3	原本	○	○
エ 役員名簿	様式4	原本	○	○
オ 使用印鑑届	様式5	原本	○	○
カ 提案審査及び許可申請等に関する委任状(必要な場合)	様式6	原本	○	○
キ 現在事項証明書	法務局発行	写し可	○	—
ク 印鑑証明書	法務局発行	写し可	○	—
ケ 印鑑登録証明書	市町村発行	写し可	—	○



コ 「法人税」「消費税」「地方消費税」の納税証明書(納税証明書その3の3)	税務署発行	写し可	○	—
サ 「所得税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書(納税証明書その3の2)	税務署発行	写し可	—	○
シ 岸和田市税の完納証明書(岸和田市税が課税されていない場合は不要)	市町村発行	写し可	○	○
ス 事業者(会社)概要	自由様式	写し可	○	○
セ 設置する自動販売機に係る商品名、品質、規格、性能等の情報を記載した書類	自由様式	写し可	○	○
ソ 大阪府食品衛生法条例(平成12年条例第14号)第5条の許可証の写し(4-(3)に該当する場合のみ)	保健所発行	写し可	○	○

※キ～シについては、申請日前3カ月以内に発行したものに限り。

※複数物件への入札参加を希望する場合でも、各1部の提出で可。物件ごとの提出は不要とする。

※指名競争入札参加資格審査申請をしている者は、令和元年度(2019年度)有効の「入札参加資格申請書(契約検査課にて受付)の受理印が押印された写し」を提出する場合、オ～シの書類の提出は省略可とする。

### (3) 現場説明会

現場説明会は実施しない。提案審査参加希望者は、事前に各自で現地を確認すること。質問がある場合は、「7 質問及び回答」の記載に従い行うこと。

なお、自動販売機の設置場所が屋内設置となっている施設の現地を確認する場合は、「物件個別明細」に記載している施設所管課担当者連絡先へ事前に連絡、又は現地の窓口等で、設置場所の現地確認を行う旨告げた後に確認すること。

※10月は岸和田だんじり祭10月祭礼が、およそ国道26号線より山手の地域で行われるので、現場確認の際は注意のこと。(試験曳:10月6日(日)、祭礼:10月12日(土)・13日(日))

## 7 質問及び回答

募集(仕様)内容に関する質問及び回答は、次の方法により行います。

### (1) 質問受付期間

令和元年10月1日(火)～令和元年10月23日(水) 午後5時30分まで

### (2) 提出方法

質問は、質問書(様式9)により行い、持参もしくは下記アドレスに電子メールで提出すること。

なお、電子メールで質問書を提出する場合は、メール送信後に、必ず電話で市にメールの受信確認を行うこと。

岸和田市財務部行財政改革課電子メール : [gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp)

岸和田市財務部行財政改革課電話番号 : 072-423-9405 (直通)

### (3) 回答日時

令和元年10月30日(水) 午後5時30分までに回答

### (4) 回答方法

回答は、すべての質問を取りまとめ、本市ウェブサイトに一括掲載する。その他の方法による質問には一切応じない。また、掲載内容に関する再質問は受付しない。

## 8 提案審査参加資格の審査及び通知

提出頂いた書類に基づき、提案審査参加資格の審査を行います。審査後、次のとおり、応募者に対し審査結果を通知します。

### (1) 通知方法

書面及び電子メールにより通知する。(参加申込書に記載の電子メールアドレス宛へ通知する。)

### (2) 通知日

令和元年 11 月 22 日(金) 午後 5 時 30 分までに電子メールにより通知する。

(書面通知は電子メールより遅れて到着する場合あり)

## 9 提案審査手続き

### (1) 日時及び場所

① 日時 令和元年 12 月 9 日(月) 午後 5 時 00 分～

提案グループ	対象物件	提案審査時刻
グループ E	42-19 墓苑 2 ～ 44-19 墓苑 4 までの合計 3 物件	午後 5 時 00 分 ～ 午後 5 時 30 分

② 提案審査会場 : 職員会館 2 階大会議室

### (2) 提案審査における注意事項

① 提案を辞退する場合は、事前に提案辞退届(様式 10)を提出するか、提案審査当日に会場で辞退を申し出ること。正当な理由なく無届で提案審査に欠席した場合、罰則として今後の自動販売機設置事業者募集への参加を制限することとする。

② 提案審査はグループごとに実施する。提案審査希望物件が属するグループの提案審査開始時刻までに必ず入室すること。開始時刻までに会場に入室しなかった場合は、提案を辞退したものとみなすので注意すること。

③ 必要書類の提出がない、又は不備がある場合は、提案審査に参加できない。

### (3) 提案審査日当日に必要なもの

持参書類	様式	
ア 提案要項 ※1	-	原本
イ 提案審査参加資格審査結果通知書	-	原本
ウ 使用印鑑届にて届け出た印鑑	-	-
エ 提案審査代理人に関する委任状 ※2	様式 8	原本

※1 提案要項は、提案審査参加資格審査結果通知書とともに郵送する。必要事項を記入のうえ、法人名及び代表者又は代理人の氏名を記入するとともに、使用印鑑届にて届け出た印鑑を押印し、提案審査日当日に提出すること。提案審査日当日に提出がない場合は提案審査に参加できない。

※2 提案審査日当日に、代表者又は「提案審査及び許可申請等に関する委任状」(様式 6)により委任を受けた代理人が提案審査に参加することができない場合は、「エ 提案審査代理人に関する委任状」(様式 8)により委任を受けた者が、上記委任状により届け出た受任者印(代理人の個人印)を使用して提案審査に参加することが可能。(提案を希望する物件の数に関わらず、委任状を 1 枚提出すること。)代表者に代わって代理人が提案審査を

する場合においても、「提案審査及び許可申請等に関する委任状(様式 6)」により委任を受けた者が「ウ 使用印鑑届にて届け出た印鑑」を持参して入札に参加する場合は、「エ 提案審査代理人に関する委任状」(様式 8)は不要である。

#### (4) 提案書の記入方法

- ① 提案書は、本市公式ウェブサイトから様式 7 をダウンロードのうえ、必要事項をボールペン(消せるボールペンは禁止)で記入・押印し、提案審査日当日に持参すること。(白紙の提案書は、提案審査当日、提案審査会場においても配布するので、会場で記入・押印することも可能。)
- ② 提案金額には、年間の使用料を記入すること。
- ③ 提案書は必ず金額の冒頭に¥マークを入れること。また、金額の修正は認めない。金額を間違えた場合は新たに様式7をダウンロードの上、提案書を再作成すること。(提案審査会場で配布する白紙の提案書を利用し、会場で再作成することも可能。) ¥マーク漏れ及び金額の修正がある提案書での提案は無効とするので注意すること。
- ④ その他詳細については、提案書(記入例)を参照すること。

#### (5) 提案審査日当日の手続き

提案審査は、グループごとに次のとおり実施することとする。

##### ① 参加受付

提案審査会場への入室前に、受付担当者に提案要項及び提案審査参加資格審査結果通知書を提出すること。提案審査代理人が提案審査に参加する場合は、併せて提案審査代理人に関する委任状(様式 8)を提出すること。各グループの提案審査開始時刻の 10 分前までに受付を済ませ、市職員の案内に従って提案審査会場に入室すること。

##### ② 提案審査

提案審査開始時刻になれば、市職員の指示に従い、提案書を提出すること。なお、提案者が 1 名の場合でも、提案審査を執り行う。

また、公正な提案審査が執行できないと市職員が判断した場合は、提案審査を中止する場合がある。

※提案者は、事由の如何にかかわらず、提出した提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

##### ③ 開票

すべての提案者の提案が終了した後、即時開票を執り行い、最低使用料以上で最高価格(別途定める上限額以内、以下同じ)の提案者を落札者とし、当該物件の設置事業者として決定する。提案者が開票に立ち会わないときは、この提案審査事務に関係のない市の職員が立ち会うこととする。なお、最高価格での提案者が 2 名以上いた場合は、直ちにその場でくじ引きを行い、設置事業者を決定するものとする。提案者がくじを引かないときは、この提案審査事務に関係のない市の職員が代行するものとする。

#### (6) 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とします。

- ① 提案審査に参加する資格を有しない者のした提案
- ② 委任状を持参しない代理人のした提案
- ③ 記名押印を欠く提案
- ④ 金額を訂正した提案、又は金額の記載の不鮮明な提案

- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である提案
- ⑥ 鉛筆又は消せるボールペン書きによる提案
- ⑦ 談合その他不正行為により提案を行ったと認められる提案
- ⑧ 同一の提案について、2以上の提案をした者の提案
- ⑨ 同一の提案について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者の提案
- ⑩ 同一の提案について、2以上の代理人をした者の提案
- ⑪ 提案に関し、市職員の指示に従わなかった者のした提案
- ⑫ 酒気を帯びて入場した者の提案
- ⑬ 郵送、電話、ファックス又は電子メールによる提案
- ⑭ 著しい反社会的活動を行う等、明らかに公園施設の設置許可相手方として相応しくないことが判明した者のした提案
- ⑮ 前各号に定めるもののほか、募集要項に違反した提案

## 10 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。決定を取り消された場合、取消しの事実があった日から2年間は、自動販売機の公募入札・提案審査には参加できません。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに公園施設設置許可申請及び協定書締結の手續きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募資格要件を満たしていない場合、また設置事業者において応募資格要件に反する事実があることを市が確認した場合
- (3) 公開の場における設置事業者の決定後の辞退等、公募選定事務の円滑な執行を困難にする行為と市が判断した場合
- (4) その他、設置者として適当でないと市が認めた場合

## 11 許可申請等手續き

### (1) 公園施設設置許可申請

設置事業者に決定した者は、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設(売店)の設置許可申請を行い、設置許可を受けること。設置期間は5年間とするが、設置許可は1年ごとに受けること。

### (2) 協定書の締結

設置事業者に決定した者は、岸和田市との間に、自動販売機の管理運営に関する協定書を締結すること。

### (3) 手續きの期限

公園施設設置許可申請及び協定書の締結の期限は令和2年2月14日(金)午後5時30分までとする。

## 12 自己都合による協定解除

設置事業者の自己都合により許可物件を廃止し、協定を解除する場合、廃止、解除しようとする日の6カ月以上前までに書面にて申し出てください。この場合、当該設置事業者が協定を締結した物件の全てについて、協定の締結を解除することとします。(物件の一部のみを解除することはできません。)また、このことにより次の事項を課すこととします。

- (1) 当該年度中に支払済みの使用料は返還しない。また、電気料金については、当該年度中の実費相当額の支払いが必要となる。
- (2) 協定を解除した事実があった日から2年間は、自動販売機の公募入札・提案審査には参加できない。
- (3) 5年間の使用料総額の100分の10に相当する額の違約金を納付すること。ただし、市に生じた損害の額が前述に規定する違約金の額を超えるときは、市はその超えた金額についても賠償を請求することができるものとする。

### 13 瑕疵担保責任等

設置事業者は、次の場合において、協定の解除、使用料の減額又は損害賠償の請求をすることができないものとします。

- (1) 設置許可物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵があるとの理由による瑕疵担保責任を主張するとき
- (2) 岸和田市の責に帰することができない理由によって自動販売機が滅失又は毀損したとき

### 14 その他

この募集要項若しくは協定書に定めのない事項については、岸和田市と設置事業者が協議の上決定することとします。

以上